（独）日本学生支援機構における奨学金回収業務に関するヒアリング資料

（規制改革会議・官業改革TF）

平成20年11月10日

文部科学省

目　　次

1．奨学金回収業務について

【質問1】最近5カ年の奨学金回収率をお示しいただきたい。・・・・・・・・・・・1

【質問2】回収率向上の取組状況についてお示しいただきたい。・・・・・・・・2

【質問3】回収業務の民間委託の推進状況をお示しいただきたい。・・・・・・3

2．機関保証制度について

【質問4】「機関保証制度」の制度内容をお示しいただきたい。・・・・・・・・4

【質問5】「機関保証制度」について、財務省の監査で指摘された内容を
お示しいただきたい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

【質問6】財務省監査の指摘を踏まえた改善の取組内容を
お示しいただきたい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

【質問1】最近5年間の奨学金回収率について

最近5年間の回収率

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
要　回　収　額	2,048 億円	2,297 億円	2,575 億円	2,855 億円	3,175 億円
う ち　回　収　額	1,608 億円	1,790 億円	2,013 億円	2,240 億円	2,515 億円
要回収額に係る回収率	78.5%	77.9%	78.2%	78.5%	79.2%

（注）1.要回収額とは、当該年度中に回収すべき額（当該年度に新たに返還期日が到来した額と過年度の未回収額の合計）である。
2.金額はそれぞれ四捨五入しているため、合計欄は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

新規返還者の最近5年間の回収率

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
新規返還者の回収率	92.2%	93.4%	93.8%	93.7%	94.7%

【質問2】回収率向上の取組状況

これまでの取組

1．延滞者に対する早期の対応

◆ 原則として延滞１年以上の全ての者に対して法的措置を前提とした督促の実施
⇒１０万人の延滞者に対し、計画的に実施中

※支払督促申立予告件数

平成17年度		平成18年度		平成19年度
4,167件	→	10,498件	→	35,165件

◆ １年未満の延滞者に対する電話督促の強化

平成17年度		平成18年度		平成19年度
1,199,074件	→	1,301,642件	→	1,394,686件

2．民間を活用した収納･督促の強化

◆ 延滞者に対するコンビニ等を活用した収納方式の導入（平成20年10月実施）
◆ 債権回収業者への回収委託を拡充

- 平成17年度：　566件、　201百万円実施　→　273件、75百万円回収
- 平成18年度：7,037件、4,437百万円実施　→1,617件、219百万円回収
- 平成19年度：8,231件、1,382百万円実施　→1,814件、222百万円回収

3．住所把握の徹底

◆ 返還誓約書提出時（1月末）における住民票の提出を新たに義務付け
（平成20年3月満期者から）
◆ 住所不明者に対する追跡調査の徹底

4．大学等との連携･強化

◆ 貸与開始時から終了時にわたる返還意識の強化･徹底
◆ 卒業生の延滞率の高い大学等への指導の強化

※返還説明会への機構職員の派遣

平成17年度		平成18年度		平成19年度
171校（延べ193名）	→	229校（延べ276名）	→	268校（延べ317名）

抜本的な回収に向けた更なる取組

◆ **民間有識者で構成された「奨学金の返還促進に関する有識者会議」により提言された「日本学生支援機構の奨学金返還促進について」（平成20年6月）を受け、次の回収強化策を実施する。**

- 延滞率の改善が進まない学校名の公表
  延滞状況が進まない学校名を公表することについて、公表基準や実施方法等について、関係機関と協議の上、平成20年度中に具体策を決定し、平成21年度以降順次対応
  - 検討内容･公表基準（対象学種、基準とする延滞状況等）
  - 公表基準を超えた学校名の公表方法
  - 公表後、公表基準以内に改善が図られた場合はその状況を公表
- 個人信用情報機関の活用
  延滞者の多重債務化防止の観点から、延滞者に限って、その情報を個人信用情報機関に提供することとし、現在、加盟申請中であり、現在貸与中の奨学生も含め平成21年度からの活用に向けて準備
- 返還誓約書の提出時期を採用時に早期化
  現在、貸与終了時に徴収している返還誓約書（借用証書）を平成21年度予約採用者から採用時に徴収することとし、徴収もれを防止
- 早期における督促の集中的実施
  - 人的保証選択者については、振替不能3回目までの間に、本人、連帯保証人及び保証人に対して通知又は架電を効率的に実施
  - 機関保証加入者については、本人への架電回数を増加し督促を強化
- 法的措置の早期化及び延滞者全員に対する法的措置の原則実施
  現在、延滞1年以上の者を対象として法的措置を実施しているが、平成21年度からの法的措置については原則延滞9ヶ月以上の者全員を対象とすることで、早期化を図るとともに、再三の督促に応じない全ての者に法的措置を実施
- 返還相談体制の抜本的強化
  民間のコールセンターのノウハウ等を活用し、返還相談体制を抜本的に強化する措置を実施

【質問3】回収業務の民間委託の推進状況

法人化移行後の返還促進のための主な対応について

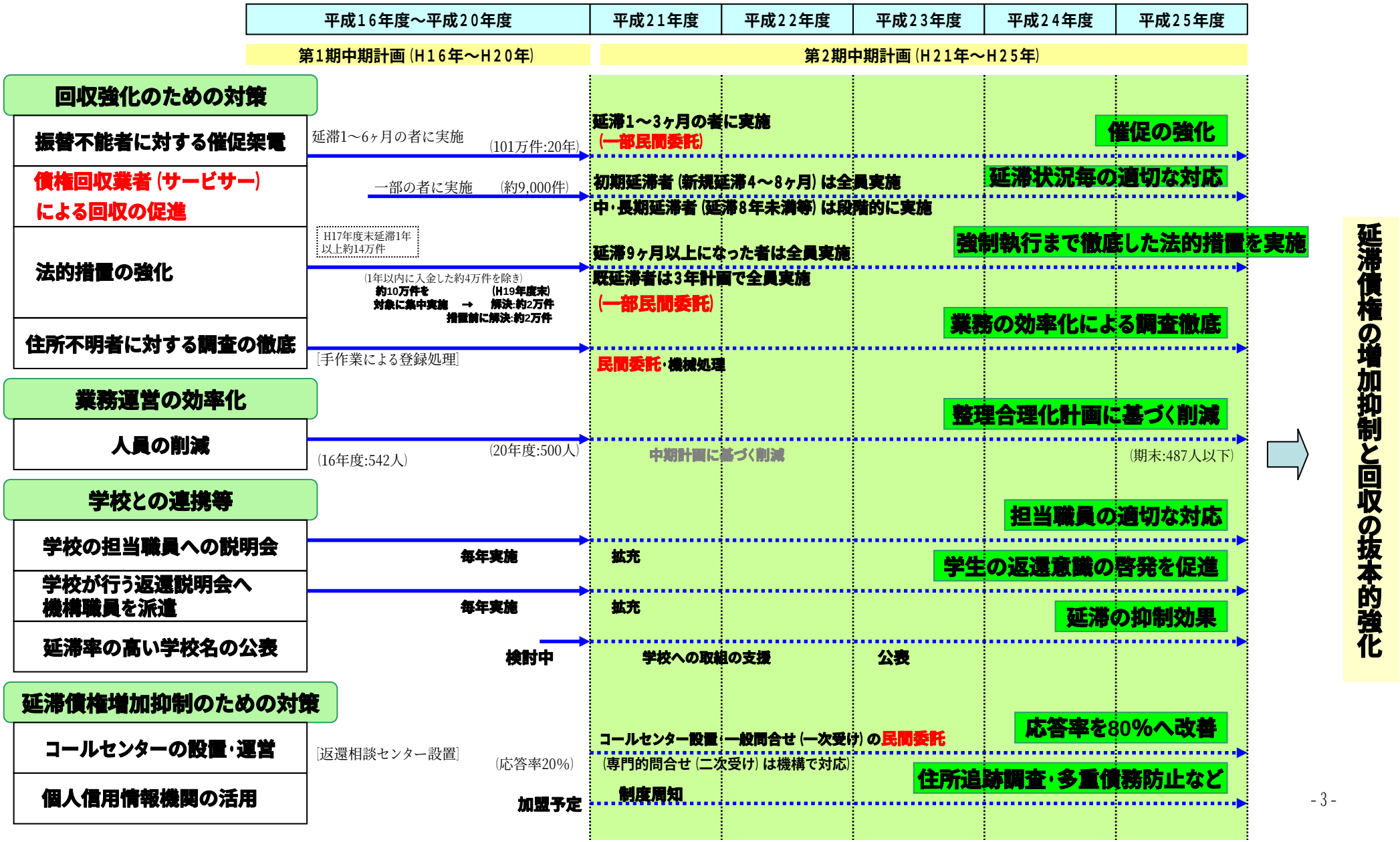

【質問3】回収業務の民間委託の推進状況（参考）

返還回収業務における民間委託の推進

区　　分	外部委託開始時期	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
外部委託による電話での返還督促	平成13年度	922千件	1,199千件	1,302千件	1,395千件	702千件
外部委託による電話でのリレー口座加入督促	平成14年度	41千件	59千件	87千件	93千件	8千件
法的措置を前提とした請求督促の強化・拡大（支払督促申立予告件数）	平成17年度	0.4千件	4千件	10千件	35千件	27千件
債権回収業務の外部委託の試験的導入	平成17年度	ー	1千件	7千件	8千件	（注3）
優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除推薦に係る仕分け・点検作業	平成18年度	ー	ー	6千件	8千件	9千件
休日等の返還督促等架電	平成19年度	ー	ー	ー	5千件	4千件

注1.「ー」は実施していないことを示す。
注2. 平成20年度の数値は、平成20年9月末時点での数値である。
注3. 平成20年度においては、延滞者約9千件について回収委託する予定。

【質問4】「機関保証制度」の制度内容

財団法人日本国際教育支援協会が実施する機関保証制度は、平成16年度の日本学生支援機構設立に伴い、学生等の自立を支援する観点から、それまでの人的保証制度に加えて導入

〈機関保証制度〉

※学生は人的保証と機関保証のいずれかを選択

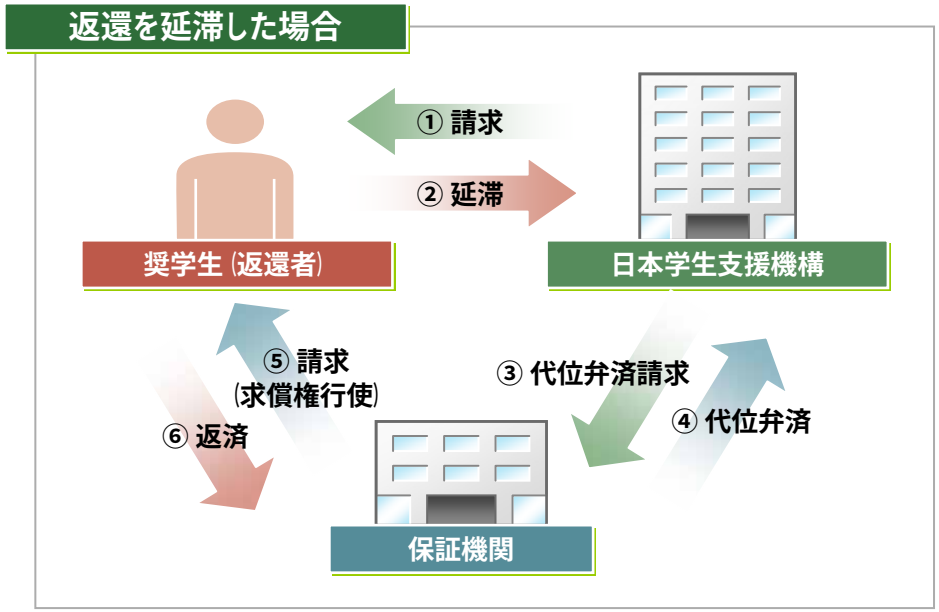

- 奨学生（返還者）が指定された期日までに返還できなくなってから、一定期間の督促後、本機構の請求に基づき保証機関が奨学生（返還者）に代わって残額を一括返済。（代位弁済）
- 保証機関が返済した後は、保証機関より奨学生（返還者）に、その分の返済を請求。（求償権行使）

新規に奨学生となった者に対する機関保証制度への加入率は平成17年度実績で約2割、平成18年度実績で約3割。

＜参考＞機関保証加入状況と代位弁済状況

年　度	16年度	17年度	18年度	19年度
加入者数	29,194件	60,332件	104,741件	137,876件
加入率	9.1%	17.3%	28.9%	35.1%
代位弁済状況	―	3件 ▼(0.02億円)	11件 ▼(0.07億円)	24件 ▼(0.38億円)

【質問5・6】

「機関保証制度」について、財務省実地監査の指摘及び、指摘を踏まえた改善の取組内容

財務省実地監査の結果（概要）

機関保証制度について

○ (財)日本国際教育支援協会に対する代位弁済請求について、18年度の実績は11件、7百万円（第一種学資金を含む。）に留まっているが、請求の対象となる債権（履行遅延の期間が1年に達した債権）であるにもかかわらず、債務者に対する督促が不十分であること等、協会への請求要件を具備せず請求に至っていない請求未了の債権、797件・債権額1,021百万円（20年2月現在、第一種学資金を含む。）の存在を確認した。

また、これに関連し、以下のような問題も生じている。

○ 協会と締結した「包括保証契約書」において、保証債務の履行範囲が「利息及び延滞金については395日を限度とする」とされているため、請求未了の債権の利息及び延滞金の一部が請求できない状況が生じていること。

○ 制度導入時に実施した保証料水準等に関するシミュレーションについて、回収手続きの強化策など前提条件の一部が実現していないこと。

指摘を踏まえた改善の取組内容（H20.10.27現在）

1．実地監査で指摘された請求未了債権(797件)については、9月末現在で代位弁済実行済21件、一部入金等により代位弁済請求対象外となったもの98件の合計119件を処理した。(財)日本国際教育支援協会(以下、「協会」)と協議中であった505件のうち56件は10月中の代位弁済実行が決定、89件は入金等により代位弁済請求対象外となり、残る360件は11月中の代位弁済実行に向けて協会と協議を継続している。また、訪問督促中等173件については、11月中の代位弁済請求に向けて準備を進めている。

2．3月以降に発生している請求未了債権(706件)については、現在、催告書(最後通告)を送付しているところであり、11月10日までに延滞状況が解消されなかった場合は、順次、代位弁済請求を実施する。

3．機関保証制度の妥当性を検証するため、民間保証関係者や弁護士等の有識者、機構及び協会による「機関保証制度検証委員会」を設置(9月20日)し、検討を開始(第1回10月9日)した。実地監査による指摘事項については、委員会での検証・検討を経て、協会と協議し、20年度中に必要な改善を図ることとしている。

※財務省財政審財投分科会（H20.10.27）において報告